



「今」が分かる情報をお届けしている広報誌

1月

2024

謹んで新春の祝詞を申し上げます

皆様のご健勝とご多幸をお祈り致します
本年も相変わらぬご支援の程お願い致します

2024年 元旦



静岡新聞・日本経済新聞 2023年12月15日、自由民主党HPより

2024 税制改正大綱 ポイント

2024年度の与党税制改正大綱が決まりました。
今回の注目点をご紹介します。

定額減税と給付



● **定額減税** **納税世帯** 年収2000万円超は対象外

1人あたり 所得税 3万円 住民税 1万円	計 4万円減税	×	納税者本人 + 扶養家族分
---	----------------	---	---------------------

※2024年6月に実施
※納税額が4万円未満の場合、差額を1万円刻みの給付で対応

○ **給付金** **非課税世帯**

所得税非課税 住民税均等割のみ課税	1世帯あたり 10万円給付 ※2024年2~3月にも開始	+	18歳以下の 子ども 1人あたり 5万円 上乗せ給付
所得税・住民税 ともに非課税	1世帯あたり 7万円追加給付 ※順次開始(3万円支給済)		

子育て支援



○ **児童手当** 所得制限撤廃、高校生(18歳)まで拡充
※2024年12月から
・第3子以降を月額3万円に増額
(第1子が22歳に達する年度まで)

● **扶養控除** 高校生の控除額を縮小
※2026年以降 …所得税控除 年38万円 ▶ **25万円**
※2027年以降 …住民税控除 年33万円 ▶ **12万円**

● **住宅ローン減税** …借入限度額を子育て世帯に限り維持
※税額控除率は一律0.7%、控除期間は最大13年。
※子育て世帯は19歳未満の子どもがいるか、夫婦いずれかが40歳未満

性能区分	22~23年 入居 [借入限度額]	24年入居 [借入限度額]	
		子育て世帯	その他世帯
長期優良住宅 低炭素住宅	5000万円	5000万円	4500万円
ZEH水準省エネ住宅	4500万円	4500万円	3500万円
省エネ基準適合住宅	4000万円	4000万円	3000万円
省エネ基準を 満たさない住宅	3000万円	0円	

● **生命保険料控除** ※23歳未満の扶養する子どもがいる場合
一般生命保険料の所得税控除 最大4万円 ▶ **6万円**

● **住宅取得のための子や孫への資金贈与**
最大1,000万円分の贈与税の非課税措置 ▶ **2026年末まで延長**

賃上げ促進



● 大企業は7%以上の賃上げで増加分の25%税額控除
● 女性活躍・子育て促進企業には5%の控除上乗せ

賃上げ率	3%以上	4%以上	5%以上	7%以上	教育 訓練費	女性活躍 子育て支援
	大企業	10%	15%	20%		
中堅企業		25%	-			
中小企業		1.5%以上	2.5%以上		10%	

国内投資の喚起



● **戦略分野国内生産促進税制** ※事業計画の認定から10年間
経済安全保障上、重要な物資の国内製造を促す

支援対象5分野	生産・販売量に応じた 税額控除額	控除の 上限
・半導体	1枚あたり最大 2.9万円	20%
・EV・蓄電池など	電動車は1台あたり 20万円	40%
・グリーンスチール 再生可能エネルギーなどを 使って生産した鉄	1tあたり 2万円	
・グリーンケミカル 植物等から製造した化学製品	1tあたり 5万円	
・再生航空燃料 (SAF)	1ℓあたり 30円	

● **イノベーションボックス税制** ※2025年4月から7年間
2024年4月以降に取得した特許や著作権等の知的財産が対象
知財の国外流出を防ぐほか、研究拠点の誘致を狙う

・国内で研究開発した 知財そのものの売却収入 ・知財のライセンス収入	税 優 遇	30% を 課税所得から控除
--	-------------	--------------------------

税逃れ防止



● **外形標準課税の見直し** ※2025年以降に順次施行
大企業が資本金を1億円以下に減らし税制上の中小企業
扱いを受けて課税逃れする行為を防ぐ

資本金 1億円超	+	課税対象 追加	資本金と資本剰余金の合計 10億円超
-------------	---	------------	------------------------------

しずおかFPサービス column

日本経済新聞に「**相続登記の義務、7割弱『知らない』開始まで100日切る**」との記事が掲載されました。

2024年4月1日から相続により不動産を取得した場合に、3年以内に所有権の移転登記の申請（相続登記）をすることが義務付けられます。正当な理由なくこの義務に違反した場合には10万円以下の過料の適用対象になってしまいます。

注意したいのは2024年4月1日より以前の相続についても対象になることです。以前の相続については3年の猶予期間があるものの相続登記の義務化の対象です。3年という期間は意外に短いものです。特に相続した財産が実家の土地、建物だけだからと遺産分割協議を行っていないケースなど注意する必要があります。

(日本経済新聞 電子版 2023年12月26日)

1月の竣工物件



グレイス土太夫

静岡市葵区土太夫町
鉄筋コンクリート造
賃貸マンション
5階建 2LDK・1K



地鎮祭から竣工までの11カ月間、弊社工事にご理解とご協力を頂き心より感謝申し上げます。

完成現場見学会のご案内

1/26(金)・27(土)
10:00～16:00

時間|組様限定 お電話でのご予約
完全予約制 053-454-3723

浜松市中央区西浅田二丁目
鉄筋コンクリート造
賃貸マンション 5階建 2LDK

『個別相談会』

☑相続 ☑遺言 ☑民事信託

毎月開催中！

初回無料

要予約

相続に関するご相談を、完全予約制にて毎月開催しています

【浜松会場】2024年1月20日(土)

毎月第3土曜

浜松市中央区元城町216-11
鴻池元城ビル3階

【掛川会場】2024年1月16日(火)・21日(日)

毎月第3日曜

掛川市弥生町234

毎月第3火曜

JA掛川市やよい支所内会議室

【出張会場】2024年1月29日(月)

《予約電話番号》053-454-3723

時間 9:00～16:00

※1時間単位の予約制

場所 天竜協働センター

浜松市中央区薬新町99



《予約電話番号》0537-61-2102

平日9時～16時受付

税理士法人タックスサポート掛川支社内

主

催

一般社団法人

しずおか民事信託推進協会

KONOIKE Co. 株式会社

私たちは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

□本社 〒430-0946 浜松市中央区元城町216-11
□本店営業部 〒430-0946 浜松市中央区元城町216-11
□静岡支店 〒422-8036 静岡市駿河区敷地1丁目5-15
□掛川支店 〒436-0028 掛川市亀の甲1丁目18-14
□リニューアル部 〒430-0946 浜松市中央区元城町216-11

TEL:(053)455-0661(代) FAX:(053)452-1930
TEL:(053)454-3723(代) FAX:(053)454-9584
TEL:(054)269-5102(代) FAX:(054)269-5103
TEL:(0537)64-3364(代) FAX:(0537)64-3362
TEL:(053)455-1311(代) FAX:(053)455-1312